既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令 (平成２２年総務省令第７１号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成２２年総務省告示第２４６号）が平成２２年６月２８日に公布され、平成２３年２月１日から施行されました。

・法改正の背景

危険物の流出事故件数は増加傾向にあり、総務省消防庁からの資料によると流出事故の中で原因として腐食等劣化によるものが４０％を占め、そのうち５０％が地下貯蔵タンク等から発生しております。

この結果を踏まえ、消防庁において調査検討会を開催し既存の地下貯蔵タンク等について一定の条件に該当するものについて規制し、腐食のおそれが（特に）高いものに該当した地下貯蔵タンクについて、流出防止対策を講ずることとなりました。

・措置が必要な地下貯蔵タンクについて

今回の改正は、地盤面下に直接埋没された鋼製一重殻の地下貯蔵タンク等の設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚から腐食のおそれが（特に）高いものとして区分し、一定の要件に該当した地下貯蔵タンク等については、流出防止対策としてそれぞれ措置を講ずることとなりました。

〇設置年数 － 当該地下貯蔵タンクの設置した時の完成検査年月日を起算日とする。
設計板厚 － 当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚とする。

・措置期限日

措置の期限日は所有しております地下貯蔵タンク等の完成検査日の前日から経過した年数を加えた日までに措置を終えていなければなりません。

区分については下記のとおり分かれており、所有している地下貯蔵タンク等について、該当する場合には措置を行わなければなりません。

ア　腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク
腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクは次表に掲げるものであること。

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト（告示第４条の48第１項第２号に定めるもの。以下同じ。）	全ての設計板厚
	モルタル（告示第４条の48第１項第１号に定めるもの。以下同じ。）	8.0㎜未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂（告示第４条の48第１項第３号に定めるもの。以下同じ。）	6.0㎜未満
	強化プラスチック（告示第４条の48第１項第４号に定めるもの。以下同じ。）	4.5㎜未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5㎜未満

〇上記に該当した場合の措置は内面ライニング又は電気防食をすること。

イ　腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク
　　腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクは次表に掲げるものであること。

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0㎜以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0㎜以上
	強化プラスチック	4.5㎜以上 12.0㎜未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5㎜以上
	モルタル	6.0㎜未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5㎜未満
	強化プラスチック	4.5㎜未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0㎜未満
	モルタル	4.5㎜未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5㎜未満

○上記に該当した場合の措置は内面ライニング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置（注）を設置すること。
（注）例えば、高い精度でタンクの液面を管理することが出来る高精度液面計など。

（例）タンク板厚　６ｍｍ　・　塗覆装　アスファルト　・　昭和４５年に設置

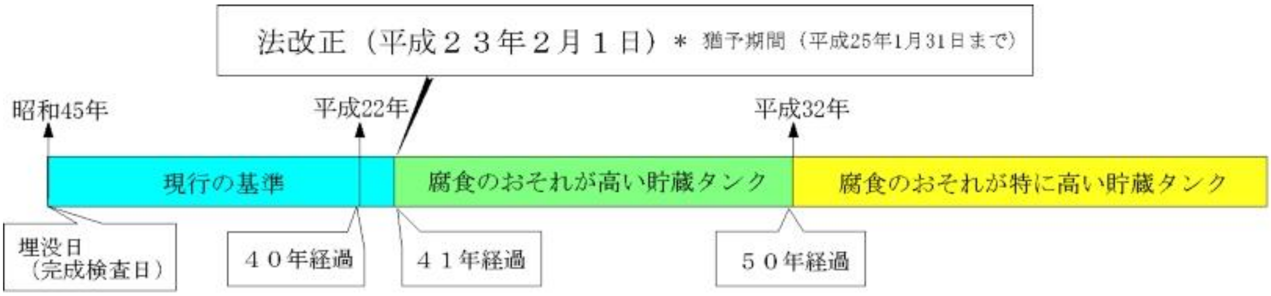

・　法改正施行日において４１年経過し、上記の表により「腐食のおそれが高い貯蔵タンク」に該当するため、措置を行わないとならない。
　また、９年後には５０年経過するため、「腐食のおそれが特に高い貯蔵タンク」に該当するため、措置をする場合には留意願います。

○　関係法令（抜粋）については、省令の公布・運用をごらんください。

○　問い合わせは　下記までお願いいたします。
　　胆振東部消防組合消防本部防災課
　　電話番号　０１４５－２６－７１００